

◇国土交通省からのお知らせ

●宅配ボックス設置部分の容積率規制の適用を明確化します！

～運用明確化の通知を发出、引き続き、更なる施策を検討してまいります～

国土交通省は本日、共同住宅における宅配ボックス設置部分の容積率規制に係る運用の明確化を図るため、特定行政庁等に対し通知を发出します。

今般、共同住宅の共用の廊下と一体となった宅配ボックス設置部分については、容積率規制の対象外とする運用を明確化するため、特定行政庁等に対し、平成 29 年 11 月 10 日付けでその運用について通知を发出します。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000149.html

●我が国の免震・制震技術に高い関心

—インドにおける免震・制震技術ワークショップ報告—

国土交通省では、我が国の建築分野の技術・基準の海外展開を支援する「新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業」※1を実施しております。

今般、本事業を活用し、インド共和国ベンガルール及びアーメダバードにおいて、我が国の免震・制震技術の普及を図るため、構造技術者世界会議※2の協力のもと、(一社)日本免震構造協会が「建築物免震・制震技術普及ワークショップ」を実施しました。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000689.html

●特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（「安心R住宅」）

既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できる環境の整備を図るため、国土交通省の告示による特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（「安心R住宅」）を創設しました（告示公布平成 29 年 11 月 6 日・施行平成 29 年 12 月 1 日）。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html

●12月1日より、「安心R住宅」の事業者団体の登録申請の受付を開始します。

「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、「住みたい」「買いたい」既存住宅（「安心R住宅」）の事業者団体登録制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程※）を本日公布し、12月1日より施行します。また、本制度の実施にあたっては関連補助事業により普及に向けた支援を行います。

※「安心R住宅」の標章の使用を希望する事業者団体の登録要件や登録申請手続き等を定めたもの。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000125.html

●「平成 29 年度（第 3 回）既存建築物省エネ化推進事業（建築物の改修工事）」の提案募集の開始について

～既存建築物の省エネ改修工事に対する支援～

国土交通省は、標記事業について、11月6日から12月20日まで、対象事業の提案を募集します。

※2月中旬を目処に採択事業を決定する予定です。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000761.html

●「平成 29 年度(第 2 回)サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」の提案

募集の開始について 先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対する支援国土交通省は、標記事業について、11月2日から11月30日まで提案を募集します。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000760.html

●パブリックコメント

【案件番号：155170732】 耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する告示案及び準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155170732&Mode=0>

【案件番号：155170733】 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155170733&Mode=0>

◇ICBA からのお知らせ

●図書販売

2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書【第 4 刷（2016 追補収録版）】（通称：黄色本） 新刊
2015 年版の第 4 刷として、平成 28 年 12 月までに改正・制定された構造関係規定等の内容を反映しています。
詳細・お申し込みは

http://www2.icba.or.jp/products/list.php?category_id=7

2015 年版第 1 刷及び第 2 刷をお持ちの方は、修正した章・節に対応するページを掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。併せて Q&A も更新しています。

Q&A はこちらをご参照ください→ <https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/>

●情報会員

設計実務者を対象に確認申請プログラムを提供するほか、法令データベースの閲覧サービスや講習会・図書の割引を提供する制度です。

ホームページから入会可能で、確認申請プログラムとは建築確認申請書等を作成するためのソフトウェアです。正確かつ迅速に申請書の作成が出来、操作サポートもあるので安心です。

https://www2.icba.or.jp/products/list.php?category_id=12（情報会員）

http://www2.icba.or.jp/products/list.php?category_id=13（確認申請プログラム）

◇他団体からののお知らせ

▽一般財団法人 日本建築センター

最新の講習会と出版情報等の情報

<https://www.bcj.or.jp/news/2017/11/--2017105--1.html>

▽一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

Q&A で読み解く「建築物省エネ法」説明会

http://www.ibec.or.jp/seminar/files/171030_QA.pdf

▽一般財団法人ベターリビング

水槽診断士講習のご案内

平成 29 年度の水槽診断士講習会を実施する運びとなりましたので、お知らせ致します。

<http://www.cbl.or.jp/blsys/tank/03.html>

▽公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

基礎から学ぶ「木造住宅のための住宅性能表示・計算演習セミナー」の募集を開始しました。

<http://howtecs.shop-pro.jp/?pid=124525365>

◇NEWS

▽一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

「小規模非住宅建築物の省エネルギー性能に係る実態調査」へのご協力をお願い

国土交通省住宅局では、今後の建築物に係る省エネルギー施策の検討を進めるため、300未満の非住宅建築物（新築）を対象に、省エネルギー性能に係る実態調査を実施することとしております。

本調査は、平成29年11月17日～翌年3月16日までの期間に、指定確認検査機関の窓口において、調査対象建築物の確認申請者に対してアンケート調査票を配布し、当該建築物の省エネルギー性能に係る仕様（外壁・窓の仕様や暖冷房・給湯・照明設備等の仕様）についてご回答いただくものです。

<http://www.njr.or.jp/list/01075.html>

▽一般社団法人日本建設業連合会

施工BIMのすすめ

昨今、施工BIMは急激な広がりを見せていますが、各社のBIM導入・展開のスピードの差が広がる傾向にあると思われまます。本書は、これからBIMを導入するゼネコンや、BIMは導入したがうまく推進できていないゼネコンを対象に、施工BIM活用の裾野を広げ、企業間の差を縮める目的で編纂しました。

http://www.nikkenren.com/kenchiku/bim_susume/index.html

▽公益社団法人 ロングライフビル推進協会

●「ビルと省エネルギー（パッシブ改修・ZEB・環境性能評価）」

1月16日（火）

<http://www.belca.or.jp/20180116.pdf>

●BELCA会員の「建築・設備のセンシング・IoTにかかる技術」の説明会

12月19日（火）

<http://belca.or.jp/semi20171219.pdf>

●～新刊「ERハンドブック」を用いてER作成の専門家が解説

～「ERで始める不動産リスクマネジメント」 12月15日（金）

<http://www.belca.or.jp/erhandbooksemi.pdf>

●建築非構造部材を巡る最新動向－地震対策と環境配慮－ 11月29日（水）

<http://www.belca.or.jp/semji20171129.pdf>

●冊子「オフィスビルと共同住宅の法律・技術の変遷年表」を刊行。（11.09）

<http://www.belca.or.jp/history.htm>